

特255
540

特免綿織物規格並價格一覽表

附 特免綿織物配給系統圖

納本

日本特免綿織物元配給株式會社



始



特 255
540

帆 布		種 類															
一八	一七	一六	一五	一四	一三	一二	一一	一〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一
C	B	A															
〇/3	〇/8	八/5	七/9	七/11	七/10	七/13	〇/2	〇/2	〇/2	〇/3	〇/3	〇/4	〇/4	〇/6	〇/6	〇/7	〇/7
〇/3	〇/17	八/5	七/12	七/11	七/15	七/14	〇/2	〇/3	〇/3	〇/4	〇/4	〇/5	〇/5	〇/6	〇/6	〇/7	〇/8
三	六	三	三	二	二	二	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
三	一	三	三	二	二	二	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
C B A																	
六	五	八	一〇〇														
二	一〇	三	三														
二	一〇〇	一〇〇	一〇〇														
〇	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九
九	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
緯經 三二 重重																	

種 類
號 號 規 格 及 記 香
使 用 純 綿 絲 一 貫
單 位
組 織
經 糸 手
緯 糸 密
經 糸 密 度
記 號
總 經 本 數
巾 織
上 長
重 量
販 賣 價 格 第 一 種
販 賣 價 格 第 二 種
販 賣 價 格 第 三 種
備 考
用 途

種	類	製法	記號	總本數	巾	長	重量	第一種 販賣價格	第二種 販賣價格	第三種 販賣價格	備考	用途
紺地織(上總織)	(鹿兒島織)	一	A	七・八	〇・九	三〇	二・七	二・九	三・一	三・三		
	(三河織)	二	A	七・八	〇・九	三〇	二・七	二・九	三・一	三・三		
	(伊勢織)	三	A	七・八	〇・九	三〇	二・七	二・九	三・一	三・三		
	(近江織)	四	A	七・八	〇・九	三〇	二・七	二・九	三・一	三・三		
	(桑野織)	五	A	七・八	〇・九	三〇	二・七	二・九	三・一	三・三		
	(茨城織)	六	A	七・八	〇・九	三〇	二・七	二・九	三・一	三・三		
	(越中花織)	七	A	七・八	〇・九	三〇	二・七	二・九	三・一	三・三		
	(越中紺織)	八	A	七・八	〇・九	三〇	二・七	二・九	三・一	三・三		
	(所澤紺織)	九	A	七・八	〇・九	三〇	二・七	二・九	三・一	三・三		
	(所澤經織)	一〇	A	七・八	〇・九	三〇	二・七	二・九	三・一	三・三		
	(足利佐野)	一一	A	七・八	〇・九	三〇	二・七	二・九	三・一	三・三		
	(小柄佐野)	一二	A	七・八	〇・九	三〇	二・七	二・九	三・一	三・三		
紺地織(中總織)	(館林、佐野)	一	A	七・八	〇・九	三〇	二・七	二・九	三・一	三・三		
	(館林、小柄)	二	A	七・八	〇・九	三〇	二・七	二・九	三・一	三・三		
	(佐野、小柄)	三	A	七・八	〇・九	三〇	二・七	二・九	三・一	三・三		
	(佐野、中柄)	四	A	七・八	〇・九	三〇	二・七	二・九	三・一	三・三		
	(館林、足利)	五	A	七・八	〇・九	三〇	二・七	二・九	三・一	三・三		
	(館林、三々)	六	A	七・八	〇・九	三〇	二・七	二・九	三・一	三・三		
	(館林、三々)	七	A	七・八	〇・九	三〇	二・七	二・九	三・一	三・三		
	(館林、三々)	八	A	七・八	〇・九	三〇	二・七	二・九	三・一	三・三		
	(館林、三々)	九	A	七・八	〇・九	三〇	二・七	二・九	三・一	三・三		
	(館林、三々)	一〇	A	七・八	〇・九	三〇	二・七	二・九	三・一	三・三		
	(館林、三々)	一一	A	七・八	〇・九	三〇	二・七	二・九	三・一	三・三		
	(館林、三々)	一二	A	七・八	〇・九	三〇	二・七	二・九	三・一	三・三		
紺地織(下總織)	(手拭地)	一	A	七・八	〇・九	三〇	二・七	二・九	三・一	三・三		
	(同右晒加工品)	二	A	七・八	〇・九	三〇	二・七	二・九	三・一	三・三		
	(手拭地)	三	A	七・八	〇・九	三〇	二・七	二・九	三・一	三・三		
	(同右晒加工品)	四	A	七・八	〇・九	三〇	二・七	二・九	三・一	三・三		
	(手拭地)	五	A	七・八	〇・九	三〇	二・七	二・九	三・一	三・三		
	(同右晒加工品)	六	A	七・八	〇・九	三〇	二・七	二・九	三・一	三・三		
	(手拭地)	七	A	七・八	〇・九	三〇	二・七	二・九	三・一	三・三		
	(同右晒加工品)	八	A	七・八	〇・九	三〇	二・七	二・九	三・一	三・三		
	(手拭地)	九	A	七・八	〇・九	三〇	二・七	二・九	三・一	三・三		
	(同右晒加工品)	一〇	A	七・八	〇・九	三〇	二・七	二・九	三・一	三・三		
	(手拭地)	一一	A	七・八	〇・九	三〇	二・七	二・九	三・一	三・三		
	(同右晒加工品)	一二	A	七・八	〇・九	三〇	二・七	二・九	三・一	三・三		

一 帆布加工品

(昭和十五年七月三十一日)
商工省告示第三百三十號

種	類	使用生地單位	加工方法	仕上市	備考	種	類	使用生地單位	加工方法	仕上市	備考	
												一
一 覆布地及天幕	帆布	一碼	硫化染料水	一	一・八	一	帆布	一碼	硫化染料水	一	一・八	一
				二	一・七					二	一・七	
				三	一・六					三	一・六	
				四	一・五					四	一・五	
				五	一・四					五	一・四	
				六	一・三					六	一・三	
				七	一・二					七	一・二	
				八	一・一					八	一・一	
				九	一・〇					九	一・〇	
				一〇	〇・九					一〇	〇・九	
				一一	〇・八					一一	〇・八	
				一二	〇・七					一二	〇・七	

(イ) 使用生地ハ昭和十五年五月商工省告示第二百二十二號ニ定ムル特免綿織物規格番號ニ依ル生地ヲ指稱スルモノトス
 (ロ) 本表價格ハ國防色、茶褐色又ハ鶯色ノ浸染及防水加工ヲ施シタルモノノ價格ニシテ無色防水ノモノハ本表價格ヨリ仕上幅二吋ニシテ使用生地
 一及二ノモノニ在リテハ八錢、三乃至五ノモノニ在リテハ七錢、六乃至八ノモノニ在リテハ五錢ヲ控除シタル額トシ仕上幅二・七・五吋ニシテ使
 用生地九乃至一一ノモノニ在リテハ五錢ヲ控除シタル額トシ仕上幅三・四・五吋ニシテ使用生地一及二ノモノニ在リテハ九錢、三乃至五ノモノニ
 在リテハ八錢、六及七ノモノニ在リテハ七錢、八乃至一一ノモノニ在リテハ六錢ヲ控除シタル額トス
 (ハ) 本表價格ハ荷造費ヲ含ミ運賃ヲ含マザルモノトス

三 柔道着並剣道上着

(昭和十五年七月二日)
商工省告示三百三十二號

種 類	單 位	使 用 生 地	出 來 上 寸 法		重 量	製 造 業 者 販 賣 價 格	小 販 賣 業 者 販 賣 價 格	備 考
			丈	拵				
柔道着 大	一枚	手刺式	1.80	1.80	200	7.70	8.40	イ、手刺式トハ刺子織ヲ使用セザルモノ、縱刺式トハ縱刺刺子織ヲ使用シタルモノ、横刺式トハ横刺刺子織ヲ使用シタルモノヲ謂フ ロ、本表價格ハ荷造費ヲ含ミ運賃ヲ含マザルモノトス 但シ小賣スル場合ノ配達賃ハ之ヲ含ムモノトス ハ、本表中ノ特大、大、中ノ別ハ上ノ標準ニ依ルモノトス
柔道着 大	一枚	手刺式	1.80	1.80	200	7.70	8.40	
柔道着 大	一枚	手刺式	1.80	1.80	200	7.70	8.40	
柔道着 大	一枚	手刺式	1.80	1.80	200	7.70	8.40	
柔道着 大	一枚	手刺式	1.80	1.80	200	7.70	8.40	
柔道着 大	一枚	手刺式	1.80	1.80	200	7.70	8.40	
柔道着 大	一枚	手刺式	1.80	1.80	200	7.70	8.40	
柔道着 大	一枚	手刺式	1.80	1.80	200	7.70	8.40	
柔道着 大	一枚	手刺式	1.80	1.80	200	7.70	8.40	
柔道着 大	一枚	手刺式	1.80	1.80	200	7.70	8.40	
柔道着 大	一枚	手刺式	1.80	1.80	200	7.70	8.40	
柔道着 大	一枚	手刺式	1.80	1.80	200	7.70	8.40	

- 一、十番手絲中ニハ落綿混紡ス・フ絲(別)十番手)ヲ含ムモノトス
- 二、番手欄中例ヘバ二〇トアルハ二〇番手單糸、 $\frac{1}{2}$ トアルハ四〇番手双糸、 $\frac{1}{2}$ トアルハ八番手單糸ノ二本引揃ヒ、 $\frac{3}{8}$ トアルハ二〇番手双糸ヲ更ニ三本摺合セタルモノヲ指稱スルモノトス
- 三、密度欄中例ヘバ六四×二トアルハ二重織又ハ袋織ノ表面ニ表レタル密度六四本及裏面ノ密度六四本ナルコトヲ表示セルモノトシ五〇×三及五〇×四ハ右ニ準ジ三重織又ハ四重織ノ密度ヲ表示セルモノトス
- 四、重量ハ無欄ノモノヲ常態ニ於テ秤量セルモノヲ示セルモノトス
- 五、密度ノ公差ハ密度欄中ニ記載セル經糸數又ハ緯糸數百本未滿ノモノニアリテハ上下一本、百本以上二百本未滿ノモノニアリテハ上下二本、二百本以上ノモノハ上下三本トス、但シガラ紡糸ヲ使用スル織物ニアリテハガラ紡糸ニ付テノミ上下二本トス
- 六、幅長及重量ノ規格數ハ最低トス

備 考

一、魚網用ニ使用セラル、織物ハ本規格中ニ含マレズ

二、用途名ヲ以ツテ表示シタル織物ヲ當該用途以外ニ使用スルヲ妨ゲザルモノトス

(イ) 本表價格ハ日本特免織物製造株式會社ノ定ムル規格ノ特免織物ノ價格トシ規格番號及記號ハ日本特免織物製造株式會社ノ定ムル所ニ依ルモノトス

(ロ) 使用綿絲欄ニ純綿絲トアルハ原料棉ノ如何ヲ問ハザル純綿絲トシ純綿絲A、純綿絲B、純綿絲Cトアルハ左ノ區分ニ依ルモノトス

純綿絲 A 當該番手ノ綿絲ノ標準棉ヲ原料トシタル純綿絲

純綿絲 B 四〇番手ノ綿絲ノ標準棉ヲ原料トシタル四〇番手未滿ノ純綿絲

純綿絲 C 六〇番手ノ綿絲ノ標準棉ヲ原料トシタル六〇番手未滿ノ純綿絲

(ハ) 第一種販賣價格トハ日本特免織物製造株式會社ガ日本特免綿帆布元配給株式會社、日本特免綿ネル元配給株式會社、久留米耕元配給株式會社、備後特免耕元配給株式會社、伊豫耕元配給株式會社、日本特免足袋原料元配給株式會社、日本特免綿織物元配給株式會社、特免ガラ紡織物元配給株式會社又ハ全國局方ガレ製造統制株式會社ニ販賣スル場合ノ價格トス

(ニ) 第二種販賣價格トハ前號ニ販賣先トシテ記載シタル會社又ハ東部特免綿織物配給株式會社、中部特免綿織物配給株式會社、西部特免綿織物配給株式會社、關東特免足袋原料配給株式會社、關西特免足袋原料配給株式會社若ハ中國特免足袋原料配給株式會社ノ販賣價格及日本特免織物製造株式會社ガ纖維製品配給統制規則第二條但書ノ規定ニ依リ販賣スル場合ノ價格トス

(ホ) 第三種販賣價格トハ前二號ニ記載シタル會社以外ノ者ガ販賣スル場合ノ價格トス

(ヘ) 帆布及濾布ノ販賣價格中括弧内ノ金額ハ織上幅七〇吋ヲ超ユルモノニ付テノ格上金額トス

(ト) 本表價格ハ荷造費ヲ含ミ運賃ヲ含マザルモノトス但シ小賣スル場合ノ配運賃ハ之ヲ含ムモノトス

纖維製品配給統制規則

(昭和十五年二月九日
商工省令第三號)

- 第一條 商工大臣ノ指定シタル纖維製品(以下纖維製品ト稱ス)ノ製造ヲ業トスル者(別表甲號ニ掲グルモノヲ除ク)ハ其ノ製造シタル纖維製品ヲ他ノ物品ノ原料若ハ材料ニ使用シ(加工スル場合ヲ除ク)又ハ之ヲ別表甲號ニ掲グル者以外ノ者ニ讓渡(本則施行前ニ爲シタル契約ニ依ル引渡ヲ含ム以下同ジ)スルコトヲ得ズ但シ左ニ掲グル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
- 一 左ノ各號ノ一ニ該當スル纖維製品ノ原料又ハ材料ニ使用スルトキ
- イ 軍用品
- ロ 輸出品(關東州、滿洲國又ハ中華民國ニ輸出スルモノヲ除ク以下同ジ)
- 二 左ノ各號ノ一ニ該當スル纖維製品ヲ讓渡スルトキ
- イ 軍用品
- ロ 輸出品又ハ輸出品ノ原料若ハ材料ニ用フルモノ
- 三 纖維製品製造制限規則ニ依リ同則第二條ノ商工大臣ノ指定シタル者ニ讓渡スルトキ
- 四 特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキ
- 第二條 別表甲號ニ掲グル者ハ其ノ製造シ若ハ前條ノ規定ニ依リ讓受ケタル纖維製品又ハ之ヲ原料若ハ材料トシテ製造シタル製品ヲ別表乙號ニ掲グル者以外ノ者ニ讓渡スルコトヲ得ズ但シ左ニ掲グル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
- 一 割當票ト引換ニ讓渡スルトキ
- 二 纖維製品製造制限規則ニ依リ同則第二條ノ商工大臣ノ指定シタル者ニ讓渡スルトキ

三 特別ノ事情ニ依リ商工大臣又ハ地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキ

キ

第三條 別表乙號ニ掲グル者ハ前條ノ規定ニ依リ讓受ケタル製品又ハ之ヲ原料若ハ材料トシテ製造シタル製品ヲ別表丙號ニ掲グル者以外ノ者ニ讓渡スルコトヲ得ズ但シ左ニ掲グル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一 割當票ト引換ニ讓渡スルトキ

二 特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタルトキ

第四條 別表丙號ニ掲グル者割當票ト引換フルニ非ザレバ前條ノ規定ニ依リ讓受ケタル製品又ハ之ヲ原料若ハ材料トシテ製造シタル製品

ヲ讓渡スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ商工大臣ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第五條 割當票ノ交付ヲ受ケタル者ハ割當票ト引換フルニ非ザレバ纖維製品又ハ之ヲ原料若ハ材料トシテ製造シタル製品ヲ讓受タルコトヲ得ズ

第六條 割當票ハ商工大臣、地方長官又ハ纖維需給調整會之ヲ發行スル地方長官又ハ纖維需給調整協議會ハ商工大臣ノ定ムル數量ノ限度内ニ於テ前項ノ割當票ヲ發行スベシ

地方長官又ハ纖維需給調整會ハ第一項ノ割當票ノ様式ニ付商工大臣ノ承認ヲ受クベシ

第七條 割當票ノ交付ヲ受ケタル者ハ割當票ヲ他人ニ讓渡スルコトヲ得ズ

第八條 別表甲號、別表乙號又ハ別表丙號ニ掲グル者ハ毎月二十日迄ニ前月中ニ製造シ、讓受ケ又ハ讓渡シタル纖維製品又ハ之ヲ原料若ハ材料トシテ製造シタル製品ノ種類別數量ヲ商工大臣ニ報告スベシ

附 則

本則ハ昭和十五年二月二十六日ヨリ之ヲ施行ス

甲 號

日本特免織物製造株式會社

日本内地莫大小統制株式會社

乙 號

日本特免綿帆布元配給株式會社

日本特免綿ネル元配給株式會社

久留米耕元配給株式會社

備後特免耕元配給株式會社

伊豫新元配給株式會社

日本特免足袋原料元配給株式會社

日本特免綿織物元配給株式會社

特免ガヲ紡織物元配給株式會社

全國局方ガ―ゼ製造統制株式會社

丙 號

東部特免綿織物配給株式會社

中部特免綿織物配給株式会社
 西部特免綿織物配給株式会社
 關東特免足袋原料配給株式会社
 關西特免足袋原料配給株式会社
 中國特免足袋原料配給株式会社

纖維製品配給統制規則第一條 ニ依ル纖維製品ノ指定

(昭和十五年二月九日
 商工省告示第四十八號)

綿製品ノ製造制限ニ關スル件ノ適用ヲ受タル綿織物ニシテ其ノ製造ニ付同令第一項但書ノ許可ヲ受ケタルモノ(タオル及落綿絲ヲ使用シタル敷布ヲ除ク)

莫大小生地 軍 手

十五號第二九三號

昭和十五年二月二十二日

商工省纖維局長 辻 謹 吾

纖維製品配給統制規則施行 ニ關スル件

昭和十五年一月九日附ヲ以テ公布相成リタル標記規則ハ來ル本月廿六

四〇

日ヨリ施行セラル、コト、相成居候處本則ハ現下纖維製品ノ配給不圓滑ナルニ鑑ミ之ガ種々ノ原因ヲ除去シ以テ纖維製品ノ必需方面ニ對スル配給ノ確保ヲ期スルタメ制定セラレタルモノニ有之候條關係方面ニ對シ充分其ノ趣旨ヲ徹底セシメ萬遺漏無之様御取計相成ト共ニ之ガ施行ハ左記各項ニヨラレ度此段及通牒候也

追規則第六條ニヨリ貴官ニ於テ發行スル割當票ノ様式ハ別紙ノ通り定メラレ度右申添候

記

- 一、規則第一條但書ニヨリ地方長官ガ許可ヲ爲スハ左ノ場合トス
 - (イ) 内地産棉花ノミヲ使用シタル綿織物ヲ他ノ物品ノ原料若ハ材料ニ使用シ又ハ之ヲ讓渡スルトキ
 - (ロ) 試験用纖維製品ヲ他ノ物品ノ原料若ハ材料ニ使用シ又ハ之ヲ讓渡スルトキ
 - (ハ) 漁網用布ヲ他ノ物品ノ原料若ハ材料ニ使用シ又ハ之ヲ讓渡スルトキ
 - (ニ) 産業組合及同聯合會ガ其ノ共同設備ニ依リ製造シタル纖維製品ヲ他ノ物品ノ原料若ハ材料ニ使用シ又ハ之ヲ所屬組合若ハ所屬組合員ニ讓渡スルトキ
 - (ホ) 前各號ニ掲グル以外ノ場合ニシテ豫メ當省ニ打合せ承認ヲ得タルトキ

- 二、規則第二條但書ニ依リ地方長官ガ許可ヲ爲スハ左ノ場合トス
 - ニ必要アリト認メタル場合ニシテ豫メ當省ニ打合せ承認ヲ得タルトキ
- 三、規則第六條ノ規定ニヨリ地方長官ガ割當票ノ發行ヲ爲スハ左ノ場合トス

別 紙

No. 1		No. 2	
纖維製品配給統制規則第六條ノ規定ニ依ル割當票有效	纖維製品配給統制規則第六條ノ規定ニ依ル割當票有效	纖維製品配給統制規則第六條ノ規定ニ依ル割當票有效	纖維製品配給統制規則第六條ノ規定ニ依ル割當票有效
期間 昭和 年 月 日	期間 昭和 年 月 日	期間 昭和 年 月 日	期間 昭和 年 月 日
受配者	受配者	受配者	受配者
住所	住所	住所	住所
氏名	氏名	氏名	氏名
販賣者	販賣者	販賣者	販賣者
品名	品名	品名	品名
規格番號	規格番號	規格番號	規格番號
數量	數量	數量	數量
昭和 年 月 日發行	昭和 年 月 日		
縣	縣		

(販賣者保存)

(販賣者一紙)

會議協整調給需雜織

會議協整調給需維織

社會式株造製物織免特本日

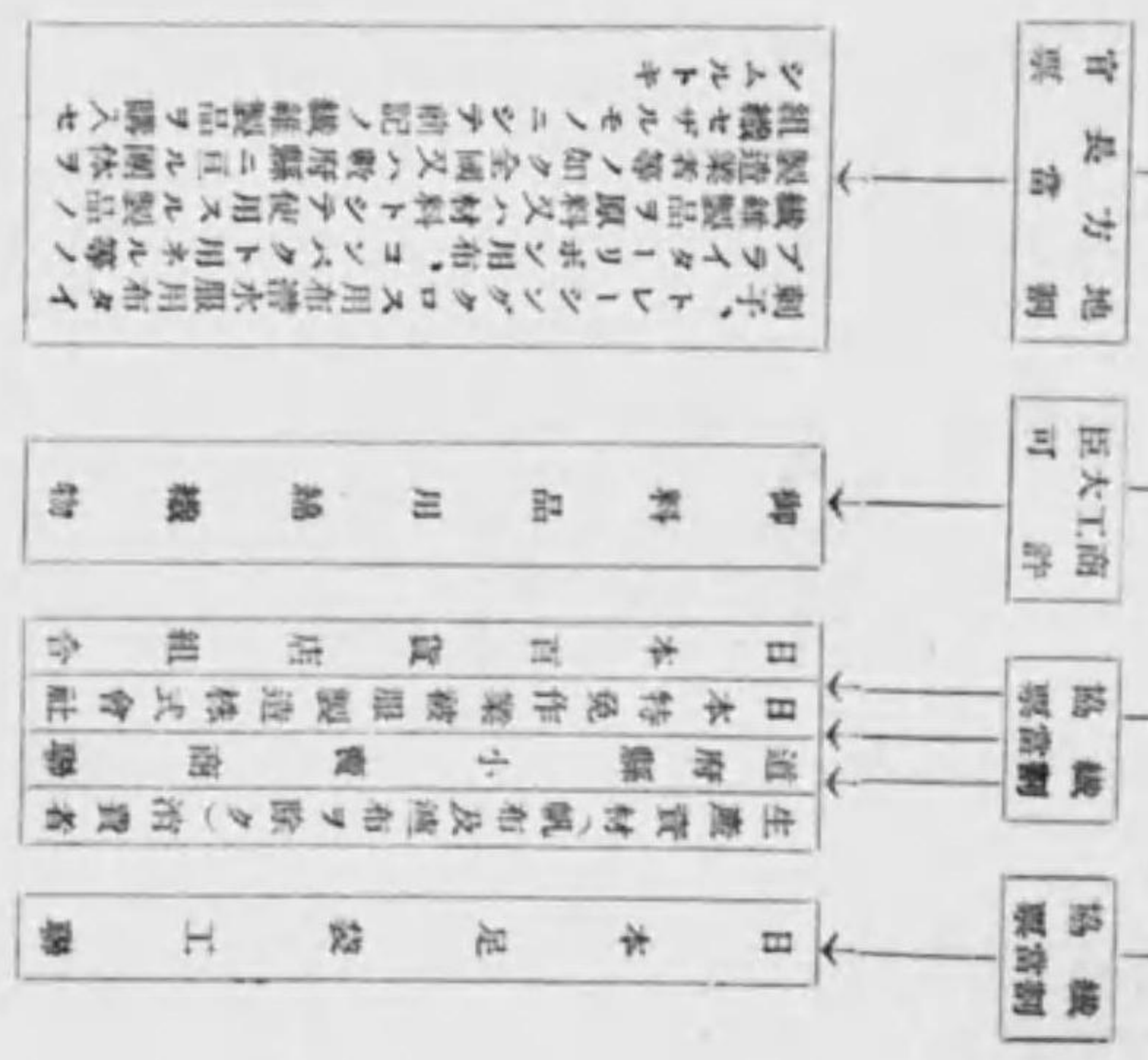


特免綿織物配給系統圖



參考 施行細則按要

- 一、内地産棉花ノミヲ使用シタル綿織物ヲ他ノ物品ノ原料ニシテ使用スルルベキ
- 二、試製用織物製成ニシテ他ノ物品ノ原料若シテ材料ニ使用スルベキ
- 三、織物用布若シテ他ノ物品ノ原料若シテ材料ニ使用スルベキ
- 四、産業組合及同業組合ガ其ノ共同設備ニ依リ製造シタル織物製成ニシテ他ノ物品ノ原料若シテ材料ニ使用スルルベキ
- 五、別務所ニ於テ製造シタル織物製成ニ依リ製造シタル物品ノ原料若シテ材料ニ使用スルルベキ
- 六、其他商工業ノ承認ヲ得タルルベキ



402
343

昭和十五年十一月十日印刷納本
昭和十五年十一月十五日發行

(非賣品)

大阪府西淀川區塚本町一六一番地

編輯人

萩

原

清

印刷人

大阪府天王寺區東平野町三丁目三五番地
栗賀與三吉

印刷所

大阪府天王寺區東平野町三丁目三五番地
栗賀印刷所

電話南〇七六七二番

發行所

大阪府東區橫堀二丁目七〇番地(都菊ビル)

日本特免綿織物元配給株式會社

電話北濱〇

三〇〇八〇一
三〇〇八四一
三〇〇八五一

終

